

天理市子ども医療費助成のご案内

天理市にお住まいの18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子様を対象

★令和6年7月末まで

「健康保険証」と「子ども医療費受給資格証（黄色）」を医療機関で提示し、自己負担額（3割）をお支払いください。

〈県外の場合〉

奈良県外の医療機関窓口では受給資格証は使用できません。自己負担額をお支払いいただき、領収書と医療費助成金支給申請書を下記【お問合わせ先】まで送付してください。（奈良県内の医療機関で受給資格証を提示しなかった場合も同様です）

「医療費助成金支給申請書」は 天理市HP→各課のご案内→保険医療課→医療費助成→子ども医療費助成→助成の内容 からダウンロードしていただけます。



医療機関の窓口で支払った保険適用分の医療費から〈一部負担金〉を除いた金額を、約3～4か月後に申請書に記入された口座に振り込みます。

〈一部負担金〉

医療機関ごとに1ヶ月に外来：1000円 入院：0円 調剤薬局：0円

！要注意！

- ★部活動を含む学校でのケガの場合、受給資格証を提示せず、スポーツ振興センターの災害共済給付をご利用ください。
- ★交通事故などの第三者行為は給付対象外です。
- ★お子様の保険変更や養育者の転居等が生じた場合は保険医療課までご連絡ください。
- ★お子様の医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証の発行手続きを行ってください。高額療養費については一旦申請せず、天理市からの案内をお待ちください。

★令和6年8月以降

医療機関で受給資格証を提示されると、医療機関でのお支払いは一部負担金のみになる予定です。令和6年8月以降の受給資格証は7月末までに寮にお届けします。

奈良県外での受診の場合、受給資格証は使用できませんので、〈県外の場合〉のお手続きは必要です。

例)・令和6年7月末まで

奈良県内にあるA病院の外来を受診し、受給資格証を提示の上、3500円支払。

→数か月後に口座へ天理市より2500円振込

・令和6年8月以降

奈良県内にあるA病院の外来を受診し、受給資格証を提示し、1000円のみ支払。

【お問合わせ先】

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

天理市役所 保険医療課 福祉医療係 ☎0743-63-1001（内線730732739）